

規制改革実施計画のフォローアップについて

令和5年2月24日
規制改革推進会議

1 趣旨

規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)において、同計画及びこれまでの規制改革実施計画に盛り込まれた事項の実施状況についてフォローアップを行うこととされていることから、令和4年度末時点のフォローアップを以下の要領で行うこととする。

2 フォローアップ要領

(1) 報告対象

ア 規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)
同計画に掲げる全ての事項。

なお、Ⅱ実施事項の「1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し(8) 申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し 17 行政手続におけるキャッシュレス化の推進 e 及び f」については共通課題対策WGにおいてフォローアップを行う。

イ 規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)以前の実施計画項目のうち、令和3年度末時点で措置済とされていない事項のほか、措置済とされたもののうち「継続フォロー」とされた事項。

ウ 規制改革推進に関する答申(令和4年5月27日)のうち以下の事項

- ・ デジタル社会に対応したセキュリティトークン市場の環境整備
- ・ インターネットバンキングの利用促進
- ・ 企業の会計業務におけるデータ流通の促進
- ・ 金融商品取引における書面交付原則のデジタル原則化

(2) 所管省庁からの報告

2(1)の事項について、所管省庁に令和4年度末時点の実施状況及び今後の予定について報告を求める。

※「措置状況」は次の区分により分類する。

措置状況	基準
措置済	実施計画に定められた内容を完了したもの
未措置	実施計画に定められた内容の実現に向けた検討は終了したが、措置が完了していないもの
検討中	実施計画に定められた内容の実現に向けて、具体的な検討を開始しているが、いまだ結論が得られていないもの
未検討	「今後、〇〇〇審議会において検討する予定」など、一般的な予定はあるが、当該年度に具体的な検討が予定されていないもの等
—	実施時期が具体的に記載されていない事項で、上記に区分できないもの

(3) 報告内容の評価

フォローアップ対象とした事項については、所管省庁からの報告内容、これまでの規制改革推進会議等の検討を踏まえ、以下の区分により評価する。

評価区分	判断基準
解決	・運用段階以前の事項であって、実施計画の趣旨に沿って制度整備が完了しているもの ・運用段階に入っている事項であって、実施計画の趣旨に沿って運用がなされているもの
継続フォロー	・運用段階以前の事項であって、一部制度(政省令・通達レベルなども含め)が未整備である等のため、引き続きフォローが必要なもの
要改善	・制度整備状況又は運用状況が、実施計画の趣旨に沿っていないと考えられるもの
フォロー終了	・上記に分類できないもので、フォローの必要がないもの(社会情勢の変化によりフォローの必要がなくなったもの、規制改革実施計画で後年度に改めて閣議決定されたもの等)

3 進め方

フォローアップの結果、要改善としたものについては、実施計画の趣旨に沿って速やかな実現を促すとともに、必要に応じて今期の答申に反映する。

4 今後のスケジュール(予定)

令和5年	2月下旬	所管省庁に依頼
	4月3日(月)	所管省庁からの回答期限
	4月中	所管省庁からの回答の精査
	5月以降	結果の取りまとめ 規制改革推進会議に報告・公表